

## 学校教育におけるいじめの予防のあり方に関する一省察

鎌倉 利光（愛知大学文学部 教授）

### 要旨

本論では、学校教育におけるいじめの予防のあり方について多面的な観点により省察した。はじめに、いじめの構造論における傍観者の問題から捉えたいじめ予防のあり方として、児童生徒がいじめの傍観者にならないという意識を高めること、といったいじめに対する一次的予防の重要性について示唆した。次に、いじめ防止に対する基本方針についての教職員間の理解のあり方、教職員と専門的な知識を有する者との連携のあり方について省察した。続いて、いじめに対する二次的予防に相当すると考えられるいじめの早期に発見するための対応のあり方について取り上げた。ここでは、いじめの早期発見の対応のあり方に関する問題点について省察した。最後に、いじめの予防のあり方における重要な課題として、教員のストレスの高さ、ゆとりの時間のなさ、それに伴う教員数の不足問題について述べた。

### 1. はじめに

いじめは社会的な問題となっており、学校教育において、いじめに対する予防のあり方について検討することは極めて重要な課題である。近年、このような状況に対応することを目的とし、いじめ防止対策推進法が設置された。いじめ防止対策推進法では、いじめの防止や、いじめの早期発見及びいじめへの対

処を含めたいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを主な目的としている。いじめを未然に防げるかどうか、といった問題に関しては、上述したいじめ防止対策推進法において掲げられている、いじめ防止のための基本方針を立てる、いじめ問題対策委員会を設置する、いじめ問題対策連絡協議会を設置する、いじめの重大事態に対処する、といった事項に関する運用のあり方次第であると指摘されている<sup>(1)</sup>。

文部科学省におけるいじめの定義に関しては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のように定義されている。いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とされている。この後、いじめのなかには犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、以上の事項について、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通

報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である、と付記されている。

現在、各学校の実情を踏まえ、いじめ防止対策推進法に沿って、文部科学省から、いじめに対する防止への基本方針が示されているが、このような現状を踏まえ、本稿では、いじめ防止対策推進法に基づき、はじめに、いじめの構造論における傍観者の問題から捉えたいじめ予防のあり方、続いて、いじめの防止への基本方針に関する教職員間の理解、いじめ防止に向けた教職員と専門的な知識を有する者との連携のあり方についてそれぞれ省察する。次に、いじめを早期に発見するための対応のあり方に関わる問題、最後に、いじめの予防のための今後の課題について述べる。

## 2. いじめの構造論における傍観者の問題から捉えたいじめ予防のあり方

いじめの構造論として、加害者と被害者だけでなく、いじめをはやしたてる観衆、そして、いじめを見て見ぬふりをする傍観者の存在があることが指摘されている<sup>(2)</sup>。このようないじめの構造論における傍観者の問題と関連した、いじめ防止対策推進法に定められた基本理念の一例について挙げると、いじめに対する防止等のための対策として、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない、とされてい

る。このことは、いじめを早期に発見するうえで、児童等がいじめを自ら行わないことだけでなく、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する、すなわち、傍観者にならないような取り組みを充実させる必要があることが含まれている<sup>(3)</sup>。そこで、学校教育における目標として、児童生徒がいじめの傍観者にならない、といった意識の向上に結びつく雰囲気を形成することがいじめを予防するために必要であると思われる。このように、いじめが発生しないために、児童生徒がいじめの傍観者にならないといった意識を高めることは、いじめに対する一次的予防に相当すると考えられる。

それでは、いじめの傍観者にならないという意識を高めるためには、学校教育のなかでどのような環境を形成することが求められるだろうか。例えば、高校生男子に限定されているが、いじめの傍観者にならないという意識を高めるためには、学校全体や学級のなかで、児童生徒がお互いに仲が良い、あるいは協力し合っている、といった学校・学級愛着を強く感じるということが重要であることが示唆されている<sup>(4)</sup>。そこで、児童生徒が学校・学級愛着を強く感じられる環境を形成するために、例えば、教師が一人ひとりの児童生徒と多くの時間において会話をすることや、休み時間等も含めて教師が児童生徒と関わる時間を確保することにより、教師と児童生徒との間に良好な関係がつかることが重要であると考えられる。そして、上記のことは、いじめの予防に向けた目標だけでなく教師のゆとりをどのように確保していくのか、といった問

題を含めた学校や行政が取り組むべき重要な課題であると思われる。

### 3. いじめ防止に対する基本方針についての教職員間の理解

いじめ防止対策推進法では、学校の実態に応じたいじめ防止に対する基本方針についての策定義務が明示されているが、これに関しては、いじめの防止に対する対策における学校の役割の重要性を鑑みたものであると示唆されている<sup>(5)</sup>。このような背景を踏まえ、各学校で策定されたいじめ防止に対する基本方針に対して、教職員がどの程度理解しているのか、という問いについて調査されている。

例えば、沖縄県を対象とした調査によると、学校現場では上記の基本方針を策定しているが、策定内容に関して教職員間で共有しているとは言い切れない状況であることが報告されている<sup>(6)</sup>。実際、学校長を含めた教職員の異動を踏まえると、学校内の教職員が上述した基本方針について理解しているかどうか、について常に確認することは難しいことが予測される。また、教職員に対して、各学校で策定されたいじめの防止に関する基本的な方針を伝え、理解を促すということだけでよいのか、という疑念も生じる。このような状況を踏まえると、既存のいじめの防止に関する方針について教職員が確認することにとどまらず、学校全体の教育目標を念頭に置き、そのなかで各学校の全教員が一体となって、毎年いじめ防止への基本方針について主体的に再案していくことが必要ではないだろうかと思われる。

### 4. いじめ防止に向けた教職員と専門的な知識を有する者との連携

次に、いじめ防止に向けた教職員と専門的な知識を有する者との連携のあり方について概観したい。いじめ防止対策推進法では、学校において、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、学校における複数の教職員と心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くこととされており、教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が上記の組織の構成員となり、それぞれが連携しながら、個々の事案に対応することが期待されている<sup>(7)</sup>。このような要請に対して、各学校においてどのように取り組んでいるのだろうか。例えば、石川<sup>(8)</sup>は、学校に配置されているスクールカウンセラーを対象とし、いじめ防止に関する調査を実施した。その結果の一部として、いじめ防止のために学校が日頃から取り組んでいる活動のなか、スクールカウンセラーが直接関与しているのか、といった質問に対して約66.8%が関わっていた一方で、校内のいじめ防止を目的とする組織（委員会）へのスクールカウンセラーの出席については、全体の163件中において13件となり、その割合は約8%とかなり低いことが示された。上記の調査結果から、いじめ防止に向けた教職員とスクールカウンセラーといった専門的な知識を有する者との連携がとれているとは言えない状況であると考えられる。

いじめの防止に向けて、教職員と専門的な

知識を有する者との連携が重要であることは言うまでもない。しかし、上記の調査結果<sup>(8)</sup>を含めて、いくつかの問題が挙げられる。その問題の一つとして、いじめの問題に限らず、学校内の教職員と複数の専門家を対象とした委員会を開催することが必要ではないだろうか。実際、不登校状態になった児童生徒がいた場合、上記のような委員会を開催することが求められるかもしれない。例えば、いじめを受けたことによって不登校になったという事例があり得る。このような事例の場合、一見すると不登校の問題のように思われるが、その背景には、いじめの問題が学校内で生じている。いじめの問題は必ずしも表面化しないことを踏まえると、教職員とスクールカウンセラーといった専門的な知識を有する者との連携のもとで、生徒指導や教育相談に関する委員会を定期的に開催し、どのような問題においてもいじめの問題があるのか否か、について検討することが必要であると考えられる。

また、教職員と連携する者として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者が挙げられているが、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者がいじめについての予防策や対応について多面的に検討できるとは限らない。この問題については、各学校に配属されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにおいても同様である。すなわち、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーであっても、いじめに対する防止についての知見を有しているか否か、については明白ではない。一方、教職員

と連携する者として、場合によっては、学校外の心理カウンセラーとの連携が求められるかもしれない。そこでは、教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションという枠組みを通して、児童生徒の問題に対して協議することが必要とされる<sup>(9)</sup>。このような場合、学校外の心理カウンセラーは、教育や心理学の理論や知見だけでなく、医療や保健、福祉等の見識に関しても求められる<sup>(9)</sup>。

さらに、上述したいじめの防止等対策組織（委員会）に参加する教員の負担を軽減することが必要である<sup>(10)</sup>。そして、このようないじめの防止等対策組織の問題に限らず、いかにして教員のゆとりを確保できるか、ということがいじめ防止対策推進法の実効性を高めるための大きな課題であると指摘されている<sup>(10)</sup>。現状において、教師の労働状況の悪化が懸念されることから、いじめの防止等対策組織を含めたいじめ防止策によって、教師が多忙にならないような配慮が必要であると思われる。

## 5. いじめを早期に発見するための対応

次に、いじめが発生した場合において、早期に発見するための対応について述べていきたい。いじめ防止対策推進法では、学校の設置者及びその設置する学校に対して、当該学校におけるいじめを早期に発見するために、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずることを求めている<sup>(11)</sup>。このような取り組みは、いじめに対する二次的予防と考えられる。上述した定期的な調査の代表例として児童等に対する

アンケート調査や聴き取り調査、教職員と児童等の間における連絡ノート等の活用等、そして調査以外にも日常的な観察や教育相談週間の設定等が挙げられるが、その際に重要なことは、調査等の実施に主眼が置かれているのではなく、調査等はいくまでもいじめの早期発見という目的に過ぎないことを踏まえ、これらを通じて得られる児童等のサインを見逃さないことである<sup>(11)</sup>。

いじめの早期発見のために、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施することが求められているが、このことに関して、以下のようないくつかの問題が散見される。この問題の一つとして、定期的に調査を実施する場合、調査がどの程度実施できるのか、ということが挙げられる。おそらく、一年に一、二回程度のいじめに関するアンケート調査だけでは、いじめの実態について把握することは難しいのではないと思われる。また、アンケート調査等を実施した際、いじめの被害を感じている児童生徒がいじめの報告をしないという問題が生じるかもしれない。実際、いじめの調査は無記名で行われるとしても、上記の問題を解決することは難しいのではないかと考えられる。つまり、いじめを受けているにもかかわらず、いじめの被害者が教師にいじめを受けていることについて報告することを拒む場合があり得る。この問題については、教師と児童生徒との間で行われる連絡ノートを活用した場合においても同様であると考えられる。この問題が生じる理由の一つとして考えられることは、いじめの被害者が定期的なアンケート調査に対していじめを受

けていることを報告した場合、そのことがいじめの加害者に知られ、その結果として、いじめがエスカレートするのではないかと、という不安がいじめの被害者が強く感じるかもしれないということである。

以上のことから、いじめを早期に発見するために、定期的な調査を実施することは重要であると考えられるが、このような調査だけでは、いじめを早期に発見できると言い切れない。いじめを早期に発見するためには、上述の見解<sup>(11)</sup>のように、調査だけでなく実際の学校の状況において児童生徒の行動について観察することも必要であると考えられる。実際、学校内の休み時間や放課後等の時間帯において、一人ひとりの児童生徒がどのような行動をしているのかといったことについて教師が把握することが必要であろう。例えば、生徒 A は、休み時間の間、いつも何人かの生徒と一緒に過ごしていたけれども、最近、休み時間の間、ひとりで過ごすようになったという場合を想定した場合、もしかしたら生徒 A がいつも休み時間に一緒にいた何人かの生徒から無視されているかもしれない。そこで、生徒 A が他の生徒からいじめを受けているのか見定めるためには、いじめに関して定期的な調査を実施するだけでなく、学校生活における生徒 A の行動について理解することが求められる。上記の例において、学校生活における生徒 A の状況について教師が理解するためには、休み時間において、教師が生徒と関わりがもてるような時間が必要であると考えられる。

## 6. おわりに

本稿では、学校教育におけるいじめの予防のあり方について、いじめ防止対策推進法に基づき多面的な観点により省察した。ここでは、いじめに対する一次的予防として、いじめが発生しないように児童生徒がいじめの傍観者にならないといった意識を高めることが重要であることについて述べた。また、いじめに対する二次的予防として、いじめに関する定期的に調査を実施するだけでなく、例えば、教師が休み時間等において児童生徒と関わりをもてるようなゆとりを確保できることの必要性について述べた。

一方、いじめ防止対策推進法において、いじめに関する重大事態が生じた場合、いじめ問題調査委員会を発足し、いじめに対する対応を敏速に実施することが規定されている。

実際、いじめに関する重大事態が生じてから、急遽いじめの調査を行うための組織を立ち上げることは困難であると考えられることから、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましいとされる<sup>(12)</sup>。また、上記の組織の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家である、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であり、当該のいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を求めることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる<sup>(12)</sup>。それでも、現状において、いじめを予防する

ことがいかに困難であるのか、ということについて踏まえておく必要がある。実際、いじめ防止対策推進法により、いじめの問題に対して有用な対策が実施されつつあるが、このような対策だけでいじめを予防することは難しいと思われる。そこで、いくつかの問題が散見されるが、その問題の一つとして、教師数の不足と、それに伴う教師のストレスや教師の職務におけるゆとりの時間のなさについて挙げておきたい。

教師の仕事量の多さとそれに関連するストレスの問題については、以前から指摘されてきた重大な問題である。そして、教師の職務に関する様々なストレスを強く感じていることはメンタルヘルスの悪化と有意に関係することが報告されている<sup>(13)</sup>。このような教師の多忙な仕事から生じるストレスを減らし、教師のメンタルヘルスの悪化を防ぐためには、教師の職務に関わる仕事量を減らすことであり、そのためには教師の数を増やすことが緊縛の課題であると考えられる。そもそも行政が教師の数の増加を見込まずに学校教育の環境を整備することは、現在の学校教育の環境整備に対する対応として適合的ではないと思われる。

重要なことは、教師の数が増大することにより、職務において教師がゆとりを感じられる時間を確保することである。その結果として、授業以外における教師と児童生徒が関わる時間が増大し、このことがいじめに対する一次的予防につながる。以上の見解に関して行政が今後推進できるのか否か、という視座を見据えつつ、いじめの予防に対する行政の

方針について見定めていく必要がある。

## 引用文献

- (1) 橋本治 2015 いじめ問題と「いじめ防止対策推進法」に関する一考察：C県での実践を中心として 岐阜大学教育学部研究報告 人文科学, 63 (2), 183-193.
- (2) 森田洋司 2010 いじめとは何か -教室の問題、社会の問題 中公新書
- (3) 河内祥子 2018 第1章 総則（基本理念）第3条 pp.10-13. 補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説 坂田仰編 学事出版
- (4) 鎌倉利光 2016 いじめの被害者への対処行動に関する高校生の意識と学校・学級愛着との関連性 -いじめ場面のシナリオを用いた意識傾向の分析- 生徒指導学研究, 15, 58-67.
- (5) 黒川雅子 2018 第2章 いじめ防止基本方針等（学校いじめ防止基本方針）第13条 本条の趣旨 p.39. 補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説 坂田仰編 学事出版
- (6) 吉田浩之 2017 いじめ防止基本方針を踏まえた取り組みの現状と課題：沖縄県の小学校、中学校、高等学校を対象として 群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編, 66, 241-256.
- (7) 河内祥子 2018 第1章 総則（学校の設置者の責務）第7条 学校設置者の具体的責務 p.22. 補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説 坂田仰編 学事出版
- (8) 石川悦子 2019 学校のいじめ活動防止におけるスクールカウンセラーの役割 子ども教育宝仙大学紀要, 10, 1-8.
- (9) 鎌倉利光 2015 教師と学校外の心理カウンセラーとのコンサルテーションに関する一考察 -子どもの問題行動への対応に着目して- 愛知大学教職課程研究年報, 4, 41-47.
- (10) 坂田仰 2018 第4章 いじめの防止等に関する措置（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）第22条 運用上の課題 p.74. 補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説 坂田仰編 学事出版
- (11) 山田知代 2018 第3章 基本的施策（いじめの早期発見のための定期的な調査等の実施）第16条 いじめの早期発見のための定期的な調査等の実施 pp.49-50. 補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説 坂田仰編 学事出版
- (12) 文部科学省 2017 いじめ防止等のための基本的方針（改定）
- (13) 木之下隆夫 2018 教師のメンタルヘルスに関する研究 -東三河地区における2016年調査を通して- 愛知大学教職課程研究年報, 7, 29-46.

